

第2-①回櫃原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会  
議事要旨

1. 日時 平成25年7月18日(木) 14:00～16:55
2. 場所 クリーンセンターかしはら 3F 研修室
3. 出席委員
  - 荒井 喜久雄 公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長
  - 北浦 一郎 弁護士法人 トラスト&サービス 弁護士
  - 寺嶋 均 一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会 会長
  - 岡崎 益光 櫃原市 副市長
  - 森田 泰造 櫃原市 生活環境部長
- ※欠席
  - 市川 陽一 龍谷大学 理工学部環境ソリューション工学科 教授
4. 次第
  - 1) 開会
  - 2) 会長挨拶
  - 3) 報告事項
    - (1) 第1回事業者選定委員会議事録の確認
    - (2) 実施方針の公表について
  - 4) 議題
    - (1) 募集要項(案)について
      - ①入札説明書
        - ーグリーンセンターかしはら 入札説明書(案)
        - ーリサイクル館かしはら 入札説明書(案)
      - ②要求水準書
        - ーグリーンセンターかしはら 要求水準書(案)
        - ーリサイクル館かしはら 要求水準書(案)
      - ③基本協定書
        - ーグリーンセンターかしはら 基本協定書(案)
        - ーリサイクル館かしはら 基本協定書(案)
  - 5) 確認事項
    - 第2-②回事業者選定委員会について
  - 6) 閉会

配布資料

- 【資料1】 クリーンセンターかしはら 入札説明書(案)
- 【資料2】 リサイクル館かしはら 入札説明書(案)
- 【資料3】 クリーンセンターかしはら 要求水準書(案)

【資料4】リサイクル館かしはら 要求水準書（案）

【資料5】クリーンセンターかしはら 基本協定書（案）

【資料6】リサイクル館かしはら 基本協定書（案）

## 5. 議事

### 1) 開会

### 2) 会長挨拶

### 3) 報告事項

#### (1) 第1回事業者選定委員会議事録の確認

第1回事業者選定委員会議事録の内容が承諾された。

#### (2) 実施方針の公表について

7月3日に実施方針を櫃原市ホームページにて公表したこと、クリーンセンター、リサイクル館ともそれぞれ3社からの質問があったこと、質問内容のほとんどがこれから審議する募集要項に示す内容であったことを説明した。

### 4) 議題

#### (1) 入札説明書（案）について

事務局から、資料1と資料2により、入札説明書（案）について説明を行った。委員からの主な質疑回答は以下のとおり。

委員： 応募者に求める実績等について、2つに分けて記載している理由はなにか。

事務局： 応募者（構成企業）が全体として2つの要件を満たしていれば参加できるようにしており、1企業がすべての要件を満たすという条件ではなく、グループでの参加も可能なものとし、広く応募者を募っている。

委員： 2つの要件のいずれかではなく、2つの要件を両方満たす必要があるのであれば、表現を明確にしておいた方がよい。

委員： 「総合評価一般競争入札」とあるが、表現として「総合評価制限付一般競争入札」ではないか。

事務局： 自治法上の記載を基にしている。

委員： 「ユーティリティ」という記載があるが、薬剤や燃料は含まれているのか。

事務局： 薬剤・燃料・水道・電気等が含まれている。

委員： 誤解の無いように、できるだけ表現を明確にしておいた方がよい。

委員： 「既存運転事業者等から引継を行う」とあるが、運転事業者が交替する場合、運転作業員が失業することがある。他都市では、失業した人を雇用するように申し入れしている場合もあり、文章として記載するのは難しいと思うが、問題になる恐れがあるので、検討の余地がある。考えておいて欲しい。

事務局： 要求水準書では、「地域社会との共生に努め、市内雇用、市内企業の積極的な活用を行うこと」としているので、技術提案の中で応募者から提案を求める考えである。

委員： 募集要項等について企業からの質問があり、市が回答した場合、その回答も契約条

件の一部となるので、その旨を追記しておいた方が良い。

委員： 「予備品・消耗品・工具リスト」は数量を明示する必要がある。

事務局： 市では、管理すべき在庫数量を品目ごとに設定している。引渡時にその数量を確認し、終了時にその数量を返却することとしている。

委員： 応募者に求める実績等について、運転・維持管理業務というのは、DBO 等での実績は含まれないのか。

事務局： DBO・PFI・単年度委託であっても、運転・維持管理業務の元請実績があれば良い。事業方式は問わない。

## (2) 要求水準書（案）について

事務局から、資料 3 と資料 4 により、要求水準書（案）について説明を行った。委員からの主な質疑回答は以下のとおり。

委員： 「ユーティリティ」は入札説明書案と同じく、表現を明確にした方が良い。

委員： 今後建設予定の余熱利用施設は、この事業に含まれていないことを明確にするため「市の負担により」と追記した方が良い。（クリーンセンター）

委員： 契約体系の事業スキーム図は、誤解される恐れがあるので表現を変更した方が良い。

委員： 買電は事業者が支払い、売電は市の収入となっている。運転の仕方によって、買電・売電が変動すると思うが、これは事業者から提案を受けるのか、それとも固定するのか。また、買電と売電が別の会社となって問題ないのか、それとも一体的に契約しなければならないのか。（クリーンセンター）

事務局： 買電・売電については、提案を求める予定であり、選定の要素と考えている。また、現在、樫原市における売電・買電の契約相手方については別々の会社であり、本事業についても買電と売電の会社は別けて考えている。

委員： 緊急時の対応に関する要件については、「緊急時対応マニュアルを作成し、・・・」とした方が良い。

事務局： クリーンセンターでは既に緊急時対応マニュアルを作成しているが、事業者に樫原市作成の緊急対応マニュアルを提示しマニュアルの作成を求める。

委員： 災害廃棄物はできる限り処理を行うこととなっているが、処理費用は変動費の中で対応するのか。

事務局： 処理量に応じて委託費を支払う仕組みとしているので、変動費の中で対応可能と考えている。

委員： 運転の即時停止について、公害防止基準は、連続測定している項目とバッチ的に定期測定等で対応している項目がある。例えば騒音・振動・臭気などは分析結果が出るまでに時間を要するため、結果が出た時点ですでに問題が解決していることが考えられるが、それでも運転を即時停止するのか。（クリーンセンター）

事務局： 排ガスのように原因を詳しく究明して対応すべき内容と、場合によっては周辺道路等の外的要因に左右される内容があるので、状況を総合的に判断して適切に対応していきたいと考えている。

- 委員：委託費の見直しについてだが、経済要素が上がる場合、下がる場合のどちらも精算の対象となるのか。
- 事務局：人件費・油脂費等など費目ごとに加重費率を掛け算して合計した金額が、±1.5%を超えるかどうかという計算方法となっている。固定費、変動費の中で上げ下げが相殺される場合もあると思われる。
- 委員：事業期間終了時の取扱いについて、「その他新たな受託者の円滑な業務の開始に必要な支援」の欄に「教育訓練を含む」と追記した方が良い。
- 委員：焼却炉から排出される主灰の含水率が15%以下となっているが、現時点でこの条件を満たしているのか。(クリーンセンター)
- 事務局：含水率が高いと灰の重量が増えて処分費用が高くなるため、現在も上限を設定している。現在行っている運転方法を引き継げば、この条件を満足できる。
- 委員：水銀濃度は連続測定しているのか。(クリーンセンター)
- 事務局：連続測定はしていない。当初は管理基準の項目としていなかったが、他の自治体から助言を受けて、新たに施設基準を設定した。
- 委員：今後、水銀濃度は法規制値に加わる可能性もあるので、基準を設けることは理解できるが、連続測定をしていないと管理基準を設定しても管理が難しい。
- 事務局：ダイオキシン濃度についても連続測定はできないので、一酸化炭素濃度で監視している。水銀についても同様と考える。
- 委員：運転管理等必要資格にある廃棄物処理施設技術管理者だが、国の基準に準じているのであれば「3年以上の経験を有する責任者を置くこと」という文言は削除した方が良い。
- 委員：契約後（本事業の開始後）に問題とならないように、施設の管理基準が現時点で遵守されていることを明記しておいた方が良い。
- 事務局：事業概要を説明している項で関連した内容を記載しているので、ここに追記する。
- 委員：応募企業について、名義貸しを禁止する内容を記載するべきではないのか。
- 事務局：本事業は、総合評価方式であり、構成企業の体制についても審査対象としている。仮に名義貸しのようなことがあっても、審査で対応できると考える。
- 委員：市が保有する重機の一覧が記載されているが、これは市が貸与するということか。それとも事業者が買うということか。(リサイクル)
- 事務局：市が貸与するという意味である。
- 委員：応募者の積算に影響するので、貸与すると明記した方が良い。
- 委員：処理不適物についてだが、ボンベなどは爆発事故を起こすことがあるので、爆発等による危険物と記載した方が良い。(リサイクル)
- 事務局：表現等については検討する。現在、リサイクル館では、プラットホーム床面でごみを展開して不適物を除去している。

### (3) 基本協定書（案）について

事務局から、資料5と資料6により、基本協定書（案）について説明を行った。委員からの主

な質疑回答は以下のとおり。

委員：他と同様、「ユーティリティ」と「用役」の文言を統一した方が良い。また、ユーティリティの「確保」ではなく、「管理」とした方が良い。

委員：グループで参加する場合、構成企業それぞれの協調が保たれている時は問題ないが、1社が負担を強いられると問題等が発生する恐れがあるため、注意が必要である。

委員：入札参加資格を失った場合の取扱いはどうなるのか。例えば談合等により指名停止になった場合、代表企業であれば参加資格停止だが、代表企業以外（構成企業）の企業の場合は市と協議となるのか。

事務局：代表企業以外（構成企業）の企業でも参加資格停止となる。

委員：構成企業の役員が交代して、暴力団関係者が役員となった場合、その時点で契約を解除できるようにする必要がある。

事務局：財産契約課と協議して、暴力団排除の内容についての追加記載を検討する。

#### 5) 確認事項

第2-②回は平成25年7月19日（金）10時からとする旨確認された。

#### 6) 閉会

以上